

No	お問い合わせ区分	お問い合わせ内容	回答内容
1	制度全般に関すること 使用に関すること	6,000円以上に課税とのことだが、このご時世6,000円以下で宿泊できるところなどあるのだろうか。 制定理由を「観光資源の魅力の増進、旅行者の受入れに必要な環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため」とあるが、誰が観光の魅力が増進したか判断するのか。もし税金を取るだけ取って、魅力が増進されていなかった場合、どうするのか。ちゃんと税金を取った分責任を持った使い方ができるのか。いまいち使い道がはっきりしていない不透明。 一部ではインバウンドのためと聞くと、それならば海外からの旅行者からのみ取るべきでは。なぜ日本国民、宮城県民がおさめた宿泊税で外国人のために整備する必要があるのか。インバウンド、はっきりいって迷惑です。 現時点で明確な用途も示されていないのだから、このままだとやむやにするのだろうか。	まず、6,000円以上を課税対象としている点のお尋ねについてです。 本県宿泊税の課税対象となる6,000円以上については、食事代や消費税等を除いた“素泊り料金”を指しているところです。 これは、低廉な宿泊施設や、湯治客・工事関係者などの長期滞在者へ配慮しつつ、一定の税収確保を図る観点から、設定したところですので、御理解お願いいたします。 次に、宿泊税の用途についてのお尋ねについてです。 現時点では、大きな柱立てとして「①魅力ある観光資源の創出」、「②観光産業の活性化」、「③観光客受入環境整備の充実」、「④国内外との交流拡大の促進」を掲げており、具体的な使途・事業化については、今後、宿泊事業者をはじめとした観光関係者の皆様の御意見を伺いながら検討を進める方針として、御理解ください。 皆様からお預かりした税収を、宮城の観光を盛り上げていくための取組に大切に活用させていただきますので、御理解お願いいたします。
2	制度全般に関すること	①予約のタイミングに関わらず、宿泊税の課税は1/13宿泊分から間違いありませんでしょうか。 ②1/13を跨ぐ予約についても、1/12までは課税なしで1/13以降は課税の認識で間違いありませんでしょうか。 ③自社サイト含め販売サイトで告知を行いたいのですが、本日時点で告知をしても問題ないでしょうか。	①お見込みのとおりです。 ②お見込みのとおりです。1/13から1/14にかけての宿泊から課税対象となります。 ③可能です。周知への御協力よろしくお願いいたします。
3	制度全般に関すること	課税免除の対象となる教育課程内の修学旅行において、運送機関として貸切バス等を利用し運転士やバスガイドの宿泊が必要で宿泊代金が1泊ひとり6,000円（税抜き）を超える場合、運転士やバスガイドも課税対象ですか？	課税免除の対象者は学生や引率の教師となりますので、運転士やバスガイドの方の素泊まり料金が1泊ひとり6,000円（税抜き）を超える場合は、課税の対象となります。